

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年10月9日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 6.2—フェーズ2の開示要求事項は、二重金利制度にどのように適用されるか

##### 質問

フェーズ2の開示要求事項は、二重金利制度においてどのように適用されますか。

##### 回答

フェーズ2の開示の目的は、「財務諸表の利用者が企業の金融商品に対する金利指標改革の影響を理解できるようにする」ことです[IFRS第7号第24I項]。特に、企業は、金利指標改革の対象となる金融商品から生じるリスクの性質および程度、企業のこれらのリスクの管理方法、代替的な指標金利への移行を完了するまでの企業の進捗状況、ならびに企業の移行管理方法についての情報を開示する必要があります。

金融安定理事会(FSB)の勧告に基づいて開発された新しい金利または改定金利への移行の義務を有さない企業は、新しい指標金利への移行に対するインセンティブが強い制度を利用する企業と比較して、これらの金融商品に伴う異なるリスクに晒されている可能性があります。

これらの義務付けられていない制度において、企業は、金融商品の大部分について移行しない選択をするか、金融商品の特定のテナーのみを移行することを選択する可能性があり、そのため、移行する金融商品は、他の制度よりもリスクが低くなる可能性があります。

しかし、時間の経過とともに既存の指標金利の流動性が低下するなど、企業が直面するその他のリスク要因も考えられます。したがって、企業は、さまざまなリスクをすべて慎重に検討し、財務諸表においてこれらのリスクを開示する必要があります。例えば、市場環境が変化し、既存の指標金利の流動性が著しく低下した場合には、直ちに、あるいはその後、金融商品の移行計画全体またはその一部について開示すべきです。

金融商品が異なれば移行の確率も異なる可能性があるため、企業は、(短期デュレーションの金融商品のように)移行の確率が低い金融商品を、(流動性が高いリスクを伴う長期デュレーションの金融商品のように)移行の確率が高い金融商品から独立させて開示することを検討する必要があります。

二重金利制度において指標金利の影響を受ける金融商品を保有する企業は、開示の目的に焦点を当て、財務諸表利用者にとって重要であると考えられる移行に関する情報を適切に開示することが重要です

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.